

国民生活審議会 第8回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成21年3月12日(木)13時～15時

場所：三田共用会議所 3階 第3特別会議室

出席者：(委員)

升田委員長、青木委員、東委員、大前委員、加来委員、越山委員、佐藤委員、
佐野委員、島野委員、鶴岡委員、中川委員、中村委員、早川委員、原委員、
古田委員、望月委員、山上委員

(事務局)

田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長 他

概要：

1 開会

2 「消費者視点からの調査審議」のあり方について各ワーキンググループからの報告及び質疑応答

「消費者視点からの調査審議」のあり方について、食品、製品、施設・設備の三つのワーキンググループにおける検討経過等を各ワーキンググループから報告後、質疑応答。

各委員からの主な指摘事項等

(食品WGからの報告に関する主な指摘事項等)

- ・前文に「事業者側」との記載があるが、この事業者には、製造事業者に加え、流通事業者も含まれていることを明記した方が良いのではないか。
- ・消費者庁の司令塔機能の明確化に関し「消費者庁を適切に位置づけて」との記述があるが、司令塔を中心に周りが位置づけられるものと考えるので、記載を変更すべきではないか。
- ・消費者庁の司令塔機能の発現に関し、平時においては総合調整を図る旨が記載されているが、総合調整だけでなく、消費者からの意見の検討・反映等を行う旨を記載すべきではないか。
- ・長期摂取により将来的に健康被害が発生するケースへの対応は非常に重要であるが、消費者庁と食品安全委員会との連携の目的が「科学的知見の利活用と消費者の不安の払拭等のバランスを図る」とことと読めるため、記載を検討すべきではないか。
- ・リスクコミュニケーションの推進に関して、「リスク評価の成果を消費者の合理的な選択に反映させるため」と記載されているが、消費者へのリスク選択の押し付けとならないよう記載を検討すべきではないか。
- ・リスクコミュニケーションを浸透させる対象から食の安全に専門的に関わっている人々が除かれているが、一般消費者への分かりやすいリスクコミュニケーション

ンのためには、これらの人々も浸透の対象にする必要があるのではないか。

- ・国際的な動向への対応に関して関係府省庁の役割分担と責務を踏まえる旨が記載されているが、国際的な動向への対応は消費者庁の役割ではないのか。
- ・国際的な動向への対応については、消費者庁が対応の核となる旨を明確に記載すべきではないか。

(製品 WG からの報告に関する主な指摘事項等)

- ・安全基準のあり方に関する記述の三つ目の「・」の文意が良く分からないので説明願いたい。
- ・「事故の未然防止につながる事故情報の収集・分析の重要性」とあるが、消費者にとっては公表が一番重要なので、表題に公表を入れるとともに、未然防止の方策として、本文でも公表について記載すべきではないか。
- ・消費者安全法案 12 条では、重大事故情報については、都道府県知事・市町村長から直ちに内閣総理大臣に通知されることになっているが、消防や警察など自治体の機関が入手した重大事故情報は漏れなく通知されるのか。
- ・消費者安全法案で事業者に報告義務を課す旨の規定を置かなかつた理由は何か。
- ・「子ども安全対策課」のような発想は良いと思うので、是非進めていただきたい。
- ・「要介護者、身体障害者等の生活弱者」の「等」には高齢者も含まれるのか。
- ・リスクコミュニケーションの本質として、社会的決定への参画が記載されているが、決定だけでなく、意見交換なども重要なのではないか。
- ・製品安全に関する法制のあり方について、「製造物責任法に係る判例の蓄積」とあるが、現状でも蓄積はできていないと思われるので、今後、PL 訴訟が提起された場合に行政機関に報告するような仕組みなども検討していくべきではないか。
- ・多数の消費者の安全確保のための民事ルールのあり方が検討課題として記載されているが、団体訴訟を念頭においた記述なのか。

(施設・設備 WG からの報告に対する主な指摘事項等)

- ・迅速な原因究明の重要性に関し、刑事責任追及のための捜査と独立・並行した原因究明について記載があるが、重要なことなので、是非、警察等と連携を図り、進めていただきたい。
- ・「事故調査委員会」とは、航空・鉄道事故調査委員会のようなイメージか。
- ・施設・設備の管理者等からの重大事故情報の報告先として「行政機関」との記述になっているが、最終的に消費者庁に一元的に集約される仕組みであることを明確に記載したほうが良いのではないか。

3 報告書取りまとめについて意見交換

事務局より報告書の構成案及び事故情報一元化とリコール促進のテーマに関する素案を説明後、意見交換。

各委員からの主な指摘事項等

- ・構成案の III の表題は「消費者・事業者の取組と環境整備」となっているが、消費者の自立支援などは行政機関の取組みも出てくると思われるので、表題に行政機関も入れるべきではないか。
- ・消費者事故として、「被害の発生又は発生するおそれがある事態」と非常に幅広い解釈ができる記載になっているが、解釈の幅を狭くして関係者の理解が共通になるような記載の方が良いのではないか。
- ・消費者事故の報告に関し、特に「すき間」の製品等については、事故が発生していないが欠陥が発見された場合にも報告される必要があるので、その旨が分かる記載にした方が良いのではないか。
- ・詳細な事故情報の収集に関し、事故への事業者の対応などの「事故の背景事情」は再発防止の観点で学べることが多いので、これも対象として明記してはどうか。
- ・事故情報データベースの設計にあたっては、一般消費者が概括的な情報だけでなく、詳細な情報を入手できるようにすべきではないか。
- ・潜在的な事故情報の受信に関し、消費者庁で内部告発情報を受け付けることを検討してはどうか。
- ・リコールの課題として、過剰なリコールを求める傾向が行き過ぎる場合についての記載があるが、過剰なリコールとはどのようなものを想定しているのか。食品等の表示ミスなどを想定しているのであれば、間違った商品は市場にあるべきではなく、資源の浪費等の観点は回収した企業が責任をもって対応すべき問題ではないか。
- ・過剰なリコールに関する記載は、消費者にとって特筆すべきことではないので削除してはどうか。
- ・リコールの課題として、リコールの回避を克服するための方策に関する記載があるが、資金的に苦しい中小企業などへの支援的な側面と、リコールを怠っている企業への強制的対応の側面があると思われるが、具体的には、どのような方策を念頭に置いているのか。

4 閉会

以上

(配布資料)

資料 1 食品ワーキンググループにおける主な検討の整理

資料 2 製品ワーキンググループにおける主な検討の整理

資料 3 施設・設備ワーキンググループにおける主な検討の整理

資料 4 消費者安全に関する検討委員会報告書(素案)

参考資料 1 事故情報データベースシステムイメージ図(案)

資料 5 リコール促進の共通指針(案)

参考資料2 リコール促進の共通指針(案)に関するご意見募集結果一覧
資料6 消費者安全に関する検討委員会報告書取りまとめ及び事故情報一元化
に関して提出された委員からの意見資料2 事故情報データベースの
イメージ(案)

- * 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
- * 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]
内閣府国民生活局消費者安全課
電話：03 - 3581 - 7735